

令で定める者に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなければならない。ただし、その事実が第二号に掲げるものであつて、経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

一 当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかつたこと。

二 前号に掲げるもののほか、当該特定証明資料提出者が提出した資料の内容に誤りがあつたこと。

(書類の保存)

第七条 証明書受給者及び特定証明資料提出者は、第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品に関する書類で経済産業省令で定めるものを、当該第一種特定原産地証明書の発給の日以後、経済産業省令で定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

第一種原産品誓約書交付者は、第一種特定原産地証明書の発給の用に供された第一種原産品誓約書に記載された物品に関する書類で経済産業省令で定めるものを、当該第一種原産品誓約書の交付の日以後、経済産業省令で定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。ただし、当該交付の日から当該第一種原産品誓約書に係る第一種特定原産地証明書の発給がされるために通常必要と認められる期間を経過する日までの間に第四条第五項の規定による当該第一種特定原産地証明書を発給した旨の通知を受けなかつたときは、この限りでない。

第二章の二 第二種特定原産地証明書を作成する者の認定等

(認定)

第七条の二 第二条第四項の政令で定める経済連携協定の締約国等に輸出される物品について、その輸出をしようとする者は、当該経済連携協定ごとに、経済産業大臣の認定を受けて、第二種特定原産地証明書の作成をすることができる。

前項の認定を受けようとする者(第七条の四第一項及び第三十六条第四号において「認定申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書(次項及び同号において「認定申請書」という。)に、第七条の四第一項に規定する認定の基準に適合していることを証する書類その他経済産業省令で定める書類を添えて、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

二 氏名又は名称及び住所
二 第二種特定原産地証明書の作成に係る業務
を行う事務所の所在地

三 認定の申請に係る經濟連携協定の名称

四 前項の物品の品名

五 その他經濟産業省令で定める事項

(欠格条項)

第七条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりた日から一年を経過しない者

二 第七条の十三第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの(認定の基準等)

第七条の四 經濟産業大臣は、認定申請者が第一種特定原産地証明書の作成に係る業務を適正かつ確實に行うに足りる知識及び能力を有するものとして、第二条第四項の政令で定める經濟連携協定ごとに經濟産業省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

經濟産業大臣は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、認定を受けた者(以下「認定輸出業者」という。)に対し、当該認定に係る經濟連携協定ごとの認定番号を經濟産業省令で定める方法により通知するとともに、当該認定輸出業者が当該認定に係る經濟連携協定上留意すべき事項として經濟産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

前項に定めるもののほか、第一項の認定の手続に関し必要な事項は、經濟産業省令で定める。

(認定の更新)

第七条の五 第七条の一第一項の認定は、經濟産業省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

二 第七条の二第二項及び第三項並びに前二条の規定は、前項の認定の更新について準用する。

(変更の届出)

第七条の六 認定輸出者は、第七条の二第二項第一号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第二号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を経産大臣に届け出なければならない。

(帳簿の記載)

第七条の七 認定輸出者は、經濟産業省令で定めることにより、帳簿を備え、第二種特定原産地證明書の作成に關し經濟産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
(第二種原産品誓約書の交付を受けた認定輸出者による通知等)

第七条の八 認定輸出者が第二種特定原産地證明書の作成に係る物品の生産者でない場合において、当該生産者その他經濟産業省令で定める者から、その同意を得て、当該物品が特定原産品であることを誓約する書面(以下「第二種原産品誓約書」という。)の交付を受けて第二種特定原産地證明書を作成したときは、当該第二種特定原産地證明書の作成後速やかに、当該第二種原産品誓約書を当該認定輸出者に交付をした者(以下「第二種原産品誓約書交付者」という。)に対し、その旨及びその年月日を通知しなければならない。

2 認定輸出者は、第二種原産品誓約書の交付を受けて作成した第二種特定原産地證明書を当該證明の用に供しないこととしたときは、当該第二種原産品誓約書交付者に対し、その旨を通知しなければならない。

3 第二種原産品誓約書の作成に關し必要な事項

(特定原産品でなかつたこと等の通知等)

第七条の九 認定輸出者は、第二種特定原産地證明書を作成した日以後經濟産業省令で定める期間を経過する日までの間に於て次に掲げる事実を知つたときは、經濟産業大臣に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなければならない。ただし、その事実が第二号若しくは第三号に掲げるものであつて經濟産業省令で定める軽微なものであるとき、又は当該第二種特定原产地證明書を當該證明の用に供しないこととしたときは、この限りでない。

一 当該第二種特定原産地證明書が作成された物品が特定原産品でなかつたこと。

二 前号に掲げるもののほか、当該第二種特定原产地證明書の記載に誤りがあつたこと。

三 当該第二種特定原産地証明書に記載された事項に変更があつたこと。
第七条の十 認定輸出者は、第二種特定原産地証明書を作成した物品に關するものに限る。)を受けたときは、当該第二種特定原産地証明書が作成された物品の仕向国の権限ある当局に対し、速やかにその旨を通報しなければならない。
(書類の保存)
第七条の十一 認定輸出者は、第二種特定原産地証明書を作成した物品に關する書類で經濟産業省令で定めるものを、当該第二種特定原産地証明書の作成の日以後經濟産業省令で定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。ただし、当該第二種特定原産地証明書を当該証明の用に供しないこととしたときは、この限りでない。
第二種原産品誓約書交付者は、第二種特定原産地証明書の作成の用に供された第二種原産品誓約書に係る物品に關する書類で經濟産業省令で定めるものを、当該第二種原産品誓約書の交付の日以後經濟産業省令で定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。ただし、当該交付の日から当該第二種原産品誓約書に係る第二種特定原産地証明書の作成がされるために通常必要と認められる期間を経過する日までの間に第七条の八第一項の規定による当該第二種特定原産地証明書を作成した旨の通知を受けなかつたとき、又は同条第二項の通知を受けたときは、この限りでない。
(認定輸出者に対する命令)
第七条の十一 経済産業大臣は、その認定に係る經濟連携協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、認定輸出者に対し、その第二種特定原産地証明書の作成に係る業務に關し報告をさせ、又はその職員に、認定輸出者の事務所に立ち入り、実地にその第二種特定原産地証明書の作成に係る業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(認定の取消し)

第七条の十三 経済産業大臣は、認定輸出者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第七条の三第一号又は第三号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 第七条の四第一項に規定する認定の基準に適合しなくなったとき。

三 第七条の六又は第七条の七の規定に違反したとき。

四 第七条の八第一項又は第二項の規定に違反して、第二種原産品誓約書交付者に対し、通知しなかつたとき。

五 第七条の九第一項の規定に違反して、経済産業大臣に対し、通知しなかつたとき。

六 第七条の十一の規定による命令に違反したとき。

七 第七条の五第一項の認定の更新を含む。)を受けてたとき。

八 前各号に掲げるもののほか、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該認定を受けている者に通知しなければならない。

第三章 指定発給機関

第八条 経済産業大臣は、その指定する者(以下「指定発給機関」という。)に第一種特定原产地証明書の発給に関する事務(以下「発給事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定により指定発給機関に発給事務の全部又は一部を行わせるときは、第一種特定原产地証明書の発給を受けようとする者が確実にその発給を受ける機会を確保するため特に必要があると認めるときを除き、当該発給事務の全部又は一部を行わないものとする。

3 指定発給機関が発給事務を行う場合における

二 特定の者に支配されていないものその他発給事務の実施が不公正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

三 当該申請に係る経済連携協定の円滑な実施を妨げるものでないこと。

(指定の更新)

第十二条 指定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

(変更の届出)

第十三条 指定発給機関は、その名称若しくは住所又は発給事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(発給事務規程)

第十四条 指定発給機関は、発給事務に関する規程(以下「発給事務規程」という。)を定め、発給事務の開始前に、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(発給事務規程)

第十五条 指定発給機関は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、第一種特定原产地証明書の発給に関する事務規程を定めるべきことを命ずることができる。

(帳簿の記載)

第十六条 指定発給機関の役員(法人でない指定発給機関にあっては、当該指定を受けた者。次項、第二十六条第六項及び第三十九条において「秘密保持義務等」と同じ。)若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、発給事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(指定の基準)

第十七条 経済産業大臣は、指定発給機関が次

(適合命令)

第十八条 経済産業大臣は、指定発給機関が第八条第三項の規定により読み替えて適用する第四条の規定に違反していると認めるときその他発給事務の適正な実施を確保するため必要な措置をと認めるときは、当該指定発給機関に対し、発給事務を行うべきこと又は発給事務の実施の方法その他の事務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十九条 指定発給機関は、第八条第三項の規定により読み替えて適用する第六条第一項の規定により証明書受給者から通知を受けたとき、又は第八条第三項の規定により読み替えて適用する第六条第二項の規定により特定証明資料提出者から通知を受けたときは、経済産業大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない。

(経済産業大臣への報告)

第二十条 指定発給機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、発給事務の全部又は一部を停止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第二十一条 経済産業大臣は、指定発給機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて発給事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第十三条、第十五条、第十九条、前条又は第二十六条第五項の規定に違反したとき。

三 第十四条第一項の認可を受けた発給事務規程によらないで発給事務を行ったとき。

四 第十四条第三項、第十七条又は第十八条の規定による求めに応じなかつたとき。

五 正当な理由がないのに第三十条第二項の規定による求めに応じなかつたとき。

六 不正の手段により第八条第一項の指定(第十二条第一項の指定の更新を含む。)を受けたとき。

書（物品が我が国を原産地とすること又は特定原産品であること若しくは経済連携協定に相当する他の国際約束の規定に基づき原産品とされるものであることを外国の税関当局（関税法令を執行する当局をいう。）に対し証明する書類をいう。）に第四条第一項に規定する標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。（手数料）

第三十二条 発給申請者は、経済産業大臣の行う第一種特定原産地証明書の発給にあつては実費を勘案して政令で定める額の、指定発給機関の行う第一種特定原産地証明書の発給にあつては実費を勘案して政令で定めるところにより指定発給機関が経済産業大臣の認可を受けて定める額の手数料を納付しなければならない。

前項の手数料は、経済産業大臣の行う第一種特定原産地証明書の発給を受けようとする者の納付するものについては国庫の、指定発給機関の行う第一種特定原産地証明書の発給を受けようとする者の納付するものについては当該指定発給機関の収入とする。

第二種特定原産地証明書の発給を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならぬ。（農林水産大臣との協力）

第三十三条 経済産業大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

第三十三条の二 この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

第三十三条の三 この法律の規定に基づき政令又は経済産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は経済産業省令で、その範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置）を定めることができる。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第一項又は第二十六条第六項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 第三十一条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十五条の二 第二種特定原産地証明書に虚偽の記載をした認定輸出者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 認定輸出者が第二種特定原産地証明書の作成をするに当たり、当該認定輸出者に対する交付した第二種原産品誓約書に虚偽の誓約をした第二種原産品誓約書交付者も、前項と同様とする。

第三十七条の二 第七条の十二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避せし、若しくは同項の規定による質問に対し陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十八条 第二十九条の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、その違反行為をした指定発給機関の役員又は職員は三十万円以下の罰金に処する。

2 第八条第三項の規定により読み替えて適用する第五条の規定に違反したとき。

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十五条から第三十八条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第四十一条 この法律の施行前に旧法第四条第一項の規定により発給された特定原産地証明書は、この法律による改正後の経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第三条第一項の規定により申請があつた特定原産地証明書の発給の手続については、なお從前の例による。

第四十二条 この法律の施行前に旧法第八条第一項の規定による指定を受けたものは、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（以下この条において「新法」という。）第四条第一項の規定により発給された特定原産地証明書とみなす。

第四十三条 この法律の施行の際現に旧法第九条の区分に係る旧法第八条第一項の規定による指定を受けている者は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定について当該区分に係る新法第九条の物品の区分に係る新法第八条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

第四十四条 この法律の施行に係る新法第九条の物品の区分に係る新法第八条第一項の規定による指定を受けたものは、この法律の施行に係る新法第九条の物品の区分に係る新法第八条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

第四十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第四十六条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に係る必要な経過措置は、政令で定める。

第四十七条 証明書受給者が、第一種特定原産地証明書の発給を受けた日以後第六条第一項の経済産業省令で定める期間を経過する日までの間に

2 認定申請者が第一種特定原産地証明書の発給を受けたに当たり虚偽の認定申請書又は虚偽の書類を提出した認定申請者

第四十八条 証明書受給者が、第一種特定原産地証明書の発給を受けた日以後第六条第一項の経

2 認定輸出者が第一種特定原産地証明書の発給を受けたものであるときは、当該指定発給機関に

2 認定輸出者が、第二種特定原産地証明書を作成した日以後第七条の九第一項の経済産業省令

2 成立するに伴い合理的に必要と判断される経過措置（罰則に関する規定）においては、その施行後五年を経過した場合において、第三章の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとき

該第二種特定原産地証明書を作成した物品が特定原産品でなかつたことを知つたにもかかわらず、経済産業大臣に對し、遅滞なくその旨を書面により通知しなかつたときも、前項と同様とする。

は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一八年五月一九日法律第三九号）

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二二年七月一七日法律第八四号）抄

（施行期日）

この法律は、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の効力発生の日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二二年七月一七日法律第八四号）抄

（施行期日）

この法律は、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の効力発生の日から施行する。ただし、次条の規定は、政令で定める。

附 則 （平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

（施行期日）

(施行期日)
第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十
六年法律第六十八号）の施行の日から施行す
る。

（経過措置の原則）

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為に
ついての不服申立てであつてこの法律の施行前に
された行政府の処分その他の行為又はこの法
律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為
に係るものについては、この附則に特別の定め
がある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定によ
り不服申立てに対する行政府の裁決、決定その
他の行為を経た後でなければ訴え提起できない
こととされる事項であつて、当該不服申立て
を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起
すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが
他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定そ
の他の行為を経た後でなければ提起できないと
される場合は、なお従前の例による）

2 この法律の規定による改正前の法律の規定
(前条の規定によりなお従前の例によることと
される場合を含む)により異議申立てが提起
された处分その他の行為であつて、この法律の
規定による改正後の法律の規定により審査請求
に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え
を提起することができないこととされるもの
取消しの訴えの提起については、なお従前の例
による。

3 不服申立てに対する行政府の裁決、決定その
他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の
施行前に提起されたものについては、なお従前
の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則
第五条及び前二条の規定によりなお従前の例に
よることとされる場合におけるこの法律の施行
後にした行為に対する罰則の適用については、
なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるものの
ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定
める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八
号）抄
1 (施行期日)
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日